

## タイ地主制下の米価問題

田 坂 敏 雄

### 一 問題 提起

#### — 米価水準分析 —

タイ農業の性格規定をめぐって、自作農制かそれとも地主制かという若干の論争があつたが、最近の小作争議の激発<sup>(1)</sup>からして、地主的土地所有がすでに広範に展開し寄生地主制が体制的に確立していることは、もはや疑いえない事実である。本稿の課題は、この地主制のもとにおいて米価がどのようにして形成されているのか、つまりそのメカニズムの特質を地主制との関連において説明することである。

そこで、まずこの国の米価の現実的水準を検出することから始めよう。ここである米価水準とは米の価値<sup>(2)</sup>、現の具体的水準といふことであり、したがってその検出にさいしては

競争の基礎範疇としての費用価格がその基準となる。つまり、具体的には、米価水準は費用価格と現実の庭先価格との対比において与えられる。

さて、第1表は、単位面積(ライ)当り生産費と単位収量(タンク)当り費用価格とを算出したものである。これによると自作農は、一ライ(〇・一六ヘクタール)当り、物財費と労働費あわせて三二五バーツを投下し、二五・一日の労働日数を要費して二六・七タンクの収量をあげている。ついで、ライ当り生産費三二五バーツを一タンク(二〇リットル)当り費用価格に換算しなおすと一二・一七バーツであり、その内訳は、物財費が〇・八九バーツ、労働費が一・二八バーツである。したがってこのことは、自作農が一タンク一二・一七バーツで販売するなら、米価は〇・一七バーツにあり、それ以上

第1表 ライ当り生産費・タング当り費用価格

| ラ イ 当 り     |             |              |              |               | タ ン グ 当 り   |              |              |
|-------------|-------------|--------------|--------------|---------------|-------------|--------------|--------------|
| 労働日数<br>(1) | 収 量<br>(2)  | 生 産 費        |              |               | 費用価格 (c+v)  |              |              |
|             |             | 物財費(3)       | 労働費(4)       | 計 (5)         | 物財費(6)      | 労働費(7)       | 計 (8)        |
| 25.1日       | タング<br>26.7 | パーツ<br>23.82 | パーツ<br>301.2 | パーツ<br>325.02 | パーツ<br>0.89 | パーツ<br>11.28 | パーツ<br>12.17 |

(1 ライ=0.16ヘクタール, 1タング=20リットル)

(注) (1) Thailand Farm Economic Survey, 1953. 第16, 18, 20, 39表などから算出(ただし, 60ライ以下の農家の平均米作労働量である)

(2) Khawamsamphan Rawang Kanthukkrong Thidin kap Phawakanphalit khong Chawnai 5 Changwat Phakklang, P.S. 2507, Tarang 9 より。友杉訳「タイ中部平野の農家に関する一資料」(「アジア経済」第7巻第10号所収) 第16表を利用

(3) 第2表より

(4) 12パーツ×25.1日

(5) (3)+(4)

(6) (3)+(2)

(7) (4)+(2)

(8) (6)+(7)

で売るなら剰余( $m$ )を獲得し、それ以下ならば費用価格をも償わないことを示している。

ところで、中部タイの自作農は、自分自身が自分を労働者として雇用する資本家であるとともに、自分自身が自分に土地を貸付ける土地所有者でもあるから、彼の生産の目的は、平均利潤やそれをこえる超過分たる地代を取得することではなく、彼にとつての本来的費用である $c$ 部分をのぞけば、最低限自分と家族の生活費を、つまり「自分自身に支払う労賃」を取得することにある。それゆえ、自作農にとっては、農産物の市場価格が生産物の価値あるいは生産価格にまで騰貴する必要はなく、 $c+v$ 水準(二・一七パーツ)にあるかぎり耕作を継続できるのであり、これが彼にとつて生産し販売する場合の「絶対的制限」として現象するはずである。ところが、すぐのちにみるように、現実の庭先価格はこの $c+v$ 水準を大きく上っているのである。なお、第1表について二、三の補足的説明をくわえておきたい。

第一に、 $c \cdot v \cdot m$ という三価値構成が成立するためには、労働力が商品となり生産手段が資本化した資本制的生産を前提にしなければならない。したがって、労働力と生産諸条件

とが自然的に結合しているタイの小農の場合、その商品化された農産物の価値の内容を、 $c \cdot v \cdot m$ に分解するのは、いまだ擬制的な適用にすぎないことである。

第二に、物財費(c)として計上した項目についての資料的根拠を明らかにしておきたい。費用価格( $c + m$ )の構成要素である物財費とは純粋な生産的費用のみを意味し、地租・利子などは剰余労働部分から控除されるべきものであり、物財費には含まないことにする。したがって、第2表「一ライ当り米作支出額」のうち、自作農のライ当り物財費は、役畜借費・農具借費・種子費・燃料費・肥料費・薬剤費・修理費

・雑費・減価償却費の合計(平均)、二三・八二パーツである。なお、この物財費は生産費構成のなかでわずか七・三%の比重しかしめておらず、したがってこの国の農業「資本」の有機構成はきわめて低いことに注意すべきである。<sup>(3)</sup>

第三に検討すべきことは、労働費、つまりりを規定する労賃水準をどこで抑えるかという問題である。いうまでもなく「価値を形成する実体」としての労働は、農業労働も工業労働と等しく同等・平等であり、同量の労働は同量の価値量に結晶するものである。それゆえ、農業生産における単位労働時間は、工業生産におけるそれと同等の評価をうけとるべき

第2表 一ライ当り米作支出額

| 経営規模  | 雇 用 費 | 役畜借費 | 農具借費 | 種 子 費 | 地 租  | 燃料費  | 肥料費  | 薬剤費  | 利 子   | 修理費  | 雑 費  | 減価償却 |
|-------|-------|------|------|-------|------|------|------|------|-------|------|------|------|
| ～19ライ | 24.60 | 0.57 | —    | 19.38 | 2.29 | 1.35 | 0.63 | 1.37 | 23.88 | 3.58 | 1.01 | 0.40 |
| 20～39 | 27.13 | 0.58 | 0.13 | 13.36 | 1.39 | 0.30 | 2.86 | 1.27 | 4.66  | 5.37 | 0.82 | 0.38 |
| 40～59 | 20.96 | 0.29 | 0.18 | 14.53 | 1.57 | 1.07 | 3.40 | 1.05 | 7.65  | 2.42 | 0.94 | 0.31 |
| 60～79 | 21.84 | —    | —    | 13.39 | 1.15 | 7.09 | 1.40 | 0.83 | 1.88  | 1.34 | 0.13 | 0.25 |
| 80～99 | 20.50 | —    | 0.23 | 12.49 | 1.43 | 0.61 | 9.61 | 0.63 | 6.21  | 1.54 | 0.29 | 0.24 |
| 100～  | 38.39 | —    | —    | 13.65 | 1.60 | 0.26 | 2.19 | 0.56 | 9.46  | 2.86 | 0.47 | 0.13 |
| 平 均   | 27.00 | 0.26 | 0.09 | 13.92 | 1.49 | 1.46 | 3.11 | 0.94 | 7.17  | 3.14 | 0.63 | 0.27 |

(出所) Kluwansumphan Rawang Kanthukhong Thidin kap Phawakanpalit khong Chawna nai 5 Changwat Phakhang, P. S. 2507; Tarang 32 j. p.。  
友杉武, 前掲書, 第16表

ものであり、農民の「自分自身に支払う労賃」は、本来、製造業の労働者の平均賃金と一致すべきものである。まずこの点を確認してタイにおける平均賃金の大きさについて調べてみよう。製造業の平均賃金については、残念ながら信頼すべき資料に乏しいが、ひとまずILOの調査によれば次のとおりである。時間当り稼得賃金は、一九六一年で三・二六バーツ、六五年で三・七五バーツ、六七年で三・四二バーツであり、この七年間ほぼ同水準で推移している。したがって、時間当り稼得賃金(一九六一〜六七年平均)三・四三バーツ、一労働日を八時間とするなら、一日当り賃金は約二七・四バーツとなる。ところが、一日当り二七・四バーツという賃金水準は、六〇年代にあつては中央官庁や外資系企業などのいわば上層の労働者の賃金を反映したものと思われ、実際の平均賃金とはかけ離れたものとなっている。すなわち、一九七三年以前の段階では「労働者の平均賃金は、一日当り一二・一五バーツ(女子の場合は七バーツ)と驚くほど低く抑えられてきた」<sup>(6)</sup>が、一九七三年以降、「一〇月政変」や物価急騰を背景として労働運動が飛躍的に前進した結果、六〇年代をうけてはほぼ横ばい状態にあつた賃金水準がかなりの上昇を示

してきた。たとえば、七三年七月に一日一二バーツの最低賃金制が施行され、さらに七四年六月にはバンコクで二〇バーツ、その他の地域では一五バーツという最低賃金制の改善がなされた。<sup>(8)</sup>こうした状況をふまえながら、本稿では、物財費、庭先価格などその他主要な資料を六〇年代にもとめていることから労働者の平均賃金もそれに対応させておくことが妥当であると考ええる。これにしたがって労働者の平均賃金を一日当り一二バーツとして抑えるなら、それに均衡して農民の「自分自身に支払う労賃」も、本来、一日当り一二バーツに評価してしかるべきであろう。そうだとすれば、ライ当り労働費(セ)は約三〇一バーツであり、タング当り労働費は一・二八バーツとなる。

さて、これまでの検討からタング当り費用価格は約一二・一七バーツであることが判明したが、現実の庭先価格はこの費用価格を充分補償しうるほどのものであるうか。

第3表が示すように、現実の庭先価格は平均八・二五バーツであり、それゆえ米価がこの水準にとどまるかぎり、この価格は費用価格一二・一七バーツを補填することができず、マイナス三・九二バーツの赤字を恒常的に出すことになる。

第3表 籾の価値組成

| タング当り<br>費用価格(1) | タング当り<br>庭先価格(2) | 収支(m) (3) | m/v (4) | タング当り<br>実現労賃(5) | 農民的<br>v水準 (6) | タング当り<br>価値組成(7) |
|------------------|------------------|-----------|---------|------------------|----------------|------------------|
| 12.17            | 8.25             | -3.92     | -34.8   | 7.36             | 0.65 v         | c+0.65v          |

- (注) (1) 第1表より  
 (2) 友杉訳、前掲書、第14表より  
 (3) (2)-(1)  
 (4) Vは第1表(7)より  
 (5) (2)-0.89/パーツ (0.89/パーツは、タング当り物財費。第1表より)  
 (6) (5)+11.28/パーツ (11.28/パーツは、タング当り労働費。第1表より)

タイ地主制下の米価問題 (田坂)

その結果、農民のタング当り実現労賃はわずか七・三六パーツにすぎず、したがって、本来彼が実現すべき労賃一一・二八パーツにくらべて、現実にはその六五%しか実現していないのである。このことは、換言すれば、農民的v水準は〇・六五vの水準にあること、また、タング当りの価値組成はc+〇・六五vの水準であることを示している。かくして、タイの農民は、c+〇・六五vの水準で籾を販売しているのであり、それは、彼が本来「自分自身に支払う労賃」を三五%も切り下げねば成立し

えない米価水準であること、また同じことだが、労働を部分的にはたどしなれば採算のとれない米価水準であること、自明である。

そこで今度は、この事実を単に確認するだけにとどまらず、このような、労働を部分的にはたどしなれば採算のとれないような低米価が形成されるのはなぜか、あるいは現実の米価を費用価格水準以下にたえず押し下げている収奪機構の全体のがたはどうか、ということが問われなければならない。これが次節以下の課題である。

(1) たとえば斎藤一夫氏は、自作農が支配的だとして「タイには土地問題・小作問題がない」と主張している。斎藤「タイの農業と土地制度」『アジアの土地改革Ⅱ』所収、アジア経済研究所、一九六四年。他方、地主制を主張しているものに、友杉孝「中部タイ米作村落の変容過程」『アジアの土地制度と農村社会構造』所収、アジア経済研究所、一九六八年)がある。

(2) たとえば農民は、一九七四年六月、農地解放などを要求して首都バンコクで座り込みや決起集会を開いている。彼らの主要な要求は、①政府が地主に対して強制的に農地改革を実施するまで農民に農地を貸出させる、②農地裁定委員会に農民代表を入れる、③高利貸による農地収奪についての調査委員会を設ける、などである(『朝日新聞』一九七四年六月二

八日号)。

(3) この有機的構成の低さに関連して労働生産性もきわめて低い。すなわち、タイの場合、ヘクタール当り投下労働量は一五六・九日、また収量は二・二畝トンであり、畝トン当り投下労働量では七二・三日である。これは日本の三三・八日にたいして約二倍強を示し、したがって労働生産性は日本の二分の一弱という低水準にある。米田浩史「国際市場における日本の地位」(近藤編『食糧自給』所収、御茶の水書房、一九六七年)九二頁。

(4) ILO『国際労働経済統計年鑑』一九六九年、五一頁。

(5) タイ国投資委員会の資料によると、タイへの外国直接投資残高(七二年)は全体で二億五七〇〇万バーツ、二九七件であり、国別では第一位が日本の九億六六〇〇万バーツ(三七・六%)、ついで台湾(二五・七%)、アメリカ(一三・九%)の順となっている。なお日本の直接投資を業種別件数で見ると、繊維が四四件、金属・鉱業が一六件、自動車が一〇件、電気機械が九件、ゴム・プラスチックが六件、石油・石油化学が五件、窯業が五件、ホテル観光が一件となっている。

(6) 『毎日新聞』一九七三年一月二日号。

(7) タイの労働争議は、一九七二年度でわずか三四件であったものが、七三年にはいって爆発的な増え方を示し、タノムIIプラバート軍事政権が崩壊したいわゆる「一〇月政変」までに約二〇〇件をかぞえ、また七四年にはいって前期でスト件数が一二件、ストに至らない労働争議も一二九件におよび、七月にはいってさらに激増しスト件数九一件、ストに至らな

い争議も一七件にのぼっている。七四年にはいってからの労働争議のこの激増は、七三年以来の石油危機とそれともなう物価急騰・実質賃金の低落などによる労働者の生活圧迫を背景にしながら、とくにタイ繊維業界(日系企業が支配)の操業短縮・労働者の解雇に端を発したものである。ところで最近の労働運動の特徴は、一方で賃上げ・労働条件の改善など経済的要求を中心にしながらも、たんにそれだけではなく、タイ経済を実質的に支配する日系・米系の企業の搾取に抵抗してきていることである。たとえば、学生・教師・市民などの五団体が、「現在タイは日本・アメリカ・台湾資本の手で植民地化されている」という抗議声明を発表しているし(六月二日)、あるいはサラブリー県の日系企業サラブリー・ジュート・ミルでは二〇〇〇人の労働者が日本人工場長の追放を要求してストにはいっている(八月二〇日)。このようなタイの労働運動の高揚は、経済危機のなかで大規模な資本輸出を企てている日本独占資本(たとえば産業構造審議会の七四年度「提言」をみよ)にとって、低賃金利用の面においても、資本輸出そのものについても大きな打撃をあてえずにはおかないであらう。

(8) 『赤旗』一九七四年六月一五日号

(9) ただし、この平均賃金は限られた資料からの推定であり、今後の新たな研究や調査によって訂正される場合もありうる。

## 二 低米価の形成過程（一）

### ― 地主的土地所有の役割 ―

タイにおいて米価がつねに価値以下、しかも費用価格以下であるのはなぜかという問いにたいして、それは、前期的な商人資本が流通過程において買い独占の地位を占め、不当な低位買付けをおこなっているからだ、という考え方がありうるだろう。前期的資本が一方で買い独占の地位を利用し、他方で高利貸的支配をテコとして農産物を買叩くことについては次節で詳しく説明するとおりであり、こうした事情が農産物価格をつねに低位な水準におし下げていることについては、むしろ異論のないところである。しかしながら、それでは前期的資本が恣意的に、農産物価格を決定しているのかといえ、それは否といわざるをえない。この資本が、農産物の実現過程をいかに支配しているようにみえても、農産物の市場価格水準は別途の仕方でも決定されているのである。すなわち、商人資本の買叩きの水準を決定しているのは、半封建的地主制下の商品経済の法則、つまり歪曲された特殊な形態をとって作用する価値法則によってである。この国の米穀販売

タイ地主制下の米価問題（田坂）

商品経済の一つの特徴は、農民的商品経済が地主的商品経済と対立的に併存しているところにある。したがって、市場価値形成は、ひとり農民的商品経済における生産者米の個別的諸価値の均等化によるものではなく、生産者米（農民的商品経済）と地主米（地主的商品経済）との競争関係のなかでまゐるものである。そして、この地主米が生産者米とともに市場価値形成機構に参加することによって市場価値水準は不当におし下げられ、低米価が形成されるのである。それゆえ、地主的土地所有（↓地主米販売）の低米価形成過程における役割を明らかにすることが重要であり、以下これを一定の資料にもとづきながらそのメカニズムを明らかにすることしよう。

まず最初に、地主米販売の前提をなす地主的土地所有の状況について、小作地率と小作料率の両面にわたって検討しておこう。

一九六六―六七年および六七―六八年の各稲作期に国家開発省土地政策課がおこなった調査結果――『一九六八年土地経済報告』によれば、中部タイ二六県について、農民的土地所有の大きさと地主的土地所有の大きさとをある程度の正確さで表示することができる。第4表は、自作農・小作農・自

農家数と保有地 (planted) (1967—1968)

| 自 小 作 農 |      |           |      |           |      | 合 計       |      |         |     |
|---------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|---------|-----|
| 農 家 数   |      | 保 有 地     |      |           |      | 農 家 数     |      | 保 有 地   |     |
| 戸       | %    | 自作農地      |      | 小 作 地     |      | 計         |      | 戸       | %   |
|         |      | ライ        | %    | ライ        | %    | ライ        | %    |         |     |
| 2,969   | 12.5 | 88,986    | 9.3  | 85,992    | 9.0  | 174,978   | 18.3 | 23,785  | 100 |
| 5,499   | 28.3 | 75,923    | 18.5 | 78,206    | 19.1 | 154,129   | 37.6 | 19,424  | 100 |
| 1,101   | 8.5  | 24,313    | 5.7  | 24,037    | 5.7  | 48,350    | 11.4 | 12,973  | 100 |
| 943     | 4.4  | 31,594    | 4.0  | 29,906    | 3.7  | 61,500    | 7.7  | 21,236  | 100 |
| 828     | 2.7  | 16,791    | 2.2  | 14,066    | 1.2  | 30,857    | 4.1  | 31,078  | 100 |
| 341     | 1.6  | 6,260     | 1.6  | 4,865     | 1.2  | 11,125    | 2.8  | 21,125  | 100 |
| 4,506   | 23.1 | 90,861    | 14.6 | 103,237   | 16.7 | 194,098   | 31.3 | 19,495  | 100 |
| 3,297   | 16.2 | 64,081    | 11.0 | 77,072    | 13.1 | 141,153   | 24.1 | 20,403  | 100 |
| 9,103   | 21.6 | 191,059   | 15.4 | 175,537   | 14.2 | 366,596   | 29.6 | 42,168  | 100 |
| 4,593   | 29.2 | 59,192    | 18.3 | 60,960    | 18.8 | 120,152   | 37.1 | 15,742  | 100 |
| 1,036   | 9.3  | 13,631    | 5.4  | 14,304    | 5.7  | 27,935    | 11.1 | 11,116  | 100 |
| 5,766   | 22.1 | 124,260   | 17.3 | 116,086   | 16.2 | 240,346   | 33.5 | 26,135  | 100 |
| 13,260  | 36.5 | 271,662   | 22.3 | 304,783   | 25.0 | 576,445   | 47.3 | 36,302  | 100 |
| 2,740   | 24.7 | 108,916   | 17.3 | 107,107   | 17.0 | 216,023   | 34.3 | 11,072  | 100 |
| 4,279   | 19.5 | 109,228   | 12.1 | 117,523   | 13.0 | 226,751   | 25.1 | 21,953  | 100 |
| 348     | 1.4  | 5,984     | 1.1  | 5,441     | 1.0  | 11,425    | 2.1  | 24,838  | 100 |
| 357     | 2.7  | 11,947    | 2.5  | 9,986     | 2.1  | 21,933    | 4.6  | 13,284  | 100 |
| 4,999   | 23.9 | 77,126    | 17.1 | 78,293    | 17.4 | 155,419   | 34.5 | 20,952  | 100 |
| 963     | 14.2 | 22,581    | 10.7 | 21,828    | 10.3 | 44,409    | 21.0 | 6,790   | 100 |
| 1,211   | 15.8 | 33,022    | 12.1 | 34,283    | 12.6 | 67,305    | 24.7 | 7,679   | 100 |
| 2,554   | 16.2 | 77,768    | 10.4 | 79,421    | 10.6 | 157,189   | 21.0 | 15,738  | 100 |
| 3,481   | 24.4 | 57,637    | 16.2 | 57,065    | 16.0 | 114,702   | 32.2 | 14,280  | 100 |
| 4,395   | 17.2 | 85,112    | 12.5 | 71,923    | 10.5 | 157,035   | 23.0 | 25,500  | 100 |
| 2,392   | 4.7  | 36,624    | 2.3  | 42,680    | 2.7  | 79,304    | 5.0  | 50,428  | 100 |
| 1,314   | 17.8 | 32,516    | 12.2 | 36,626    | 13.7 | 69,142    | 25.9 | 7,378   | 100 |
| 348     | 10.3 | 6,530     | 7.6  | 8,333     | 9.8  | 14,863    | 17.4 | 3,379   | 100 |
| 82,621  | 15.8 | 1,723,604 | 10.8 | 1,759,560 | 11.9 | 3,483,164 | 21.9 | 524,253 | 100 |

Tenure Situation in Twenty-Six Changwats of Central Plain Region.

友杉訳 1968年中部タイ26県土

小作農のそれぞれの保有地を県別に集計したものである。この第4表から一見して明らかなのは、商品経済が最も深く滲透しているチャオ・プラヤー・デルタの諸県、たとえばナコンナヨク、サムットプラカン、バトムタニ、プラナコンなどの各県では、小作農率五〇%以上、小作地率六〇%以上であるが、それと対照的に、商品経済の

第4表 中部タイ26県 土地所有別

| 県名           | 自作農     |      |           |      | 小作農     |      |           |      |
|--------------|---------|------|-----------|------|---------|------|-----------|------|
|              | 農家数     |      | 保有地       |      | 農家数     |      | 保有地       |      |
|              | 戸       | %    | ライ        | %    | 戸       | %    | ライ        | %    |
| 1. プラチンブリ    | 17,363  | 73.0 | 663,391   | 69.4 | 3,453   | 14.5 | 118,122   | 12.3 |
| 2. アングトング    | 10,244  | 52.7 | 199,063   | 48.6 | 3,681   | 20.0 | 56,781    | 13.8 |
| 3. ウタイタニ     | 9,473   | 73.0 | 308,341   | 72.6 | 2,399   | 18.5 | 68,119    | 16.0 |
| 4. ピット       | 17,323  | 81.6 | 636,177   | 79.6 | 2,970   | 13.9 | 101,257   | 12.7 |
| 5. ピッサスローク   | 28,486  | 91.6 | 686,233   | 91.4 | 1,764   | 5.7  | 33,598    | 4.5  |
| 6. ベッチャブン    | 19,784  | 93.7 | 370,446   | 93.4 | 1,000   | 4.7  | 15,010    | 3.8  |
| 7. サラブリ      | 8,889   | 45.6 | 261,029   | 42.0 | 6,100   | 31.3 | 165,674   | 26.7 |
| 8. ロップブリ     | 11,278  | 55.3 | 269,207   | 45.9 | 5,828   | 23.5 | 175,946   | 30.0 |
| 9. スパンブリ     | 25,320  | 60.0 | 704,688   | 56.9 | 7,745   | 18.4 | 167,254   | 13.5 |
| 10. ベツブリ     | 9,109   | 57.9 | 163,037   | 50.3 | 2,040   | 12.9 | 40,875    | 12.6 |
| 11. カンチャナブリ  | 9,452   | 85.0 | 213,920   | 84.5 | 628     | 5.7  | 11,200    | 4.4  |
| 12. ナコンバトム   | 12,325  | 47.1 | 289,118   | 40.3 | 8,044   | 30.8 | 188,217   | 26.2 |
| 13. アユタヤ     | 9,892   | 27.3 | 280,819   | 23.1 | 13,150  | 36.2 | 360,013   | 29.6 |
| 14. ナコンナヨク   | 2,304   | 20.8 | 128,468   | 20.4 | 6,028   | 54.5 | 285,116   | 45.3 |
| 15. チャチュンサオ  | 7,493   | 34.1 | 290,015   | 32.1 | 10,181  | 46.4 | 386,618   | 42.8 |
| 16. スコータイ    | 23,844  | 96.0 | 523,853   | 95.8 | 646     | 2.6  | 11,343    | 2.1  |
| 17. カンベンゴベツ  | 11,938  | 89.9 | 419,726   | 89.2 | 989     | 7.4  | 28,705    | 7.2  |
| 18. ラーブリ     | 12,832  | 61.2 | 238,912   | 53.1 | 3,121   | 14.9 | 55,654    | 12.4 |
| 19. ノンブリ     | 3,910   | 57.6 | 115,082   | 54.3 | 1,917   | 28.2 | 52,402    | 24.7 |
| 20. サムットプラカン | 1,823   | 23.7 | 64,380    | 23.7 | 4,645   | 60.5 | 140,394   | 51.6 |
| 21. バトウムタニ   | 3,555   | 22.6 | 160,639   | 21.6 | 9,629   | 61.2 | 427,530   | 57.4 |
| 22. シンブリ     | 8,057   | 56.4 | 183,858   | 51.7 | 2,742   | 19.2 | 57,119    | 16.1 |
| 23. チャイナート   | 16,625  | 65.2 | 421,821   | 62.1 | 4,482   | 17.6 | 101,052   | 14.9 |
| 24. ナコンサワン   | 39,390  | 78.1 | 1,234,134 | 78.2 | 8,646   | 17.2 | 264,127   | 16.8 |
| 25. プラナコン    | 1,717   | 23.3 | 62,190    | 23.4 | 4,347   | 58.9 | 134,794   | 50.7 |
| 26. トンブリ     | 1,238   | 36.6 | 31,926    | 37.4 | 1,793   | 53.1 | 38,594    | 45.2 |
| 合 計          | 323,664 | 61.7 | 8,920,473 | 56.1 | 117,968 | 22.5 | 3,485,514 | 22.0 |

(出所) Land Policy Division, Land Development Department. Land Economic Report—Land  
地経済調査」(アジア経済研究所) 22～23頁

発展が相対的に遅  
れているデルタ周  
辺の諸県、たとえ  
ばピッサスローク、  
ベッチャブン、カ  
ンチャナブリ、カ  
ンペンゴベツとな  
どの各県では、小  
作農率一〇%以下、  
小作地率も同様に  
一〇%以下である。  
このように等しく  
中部タイといつて  
も、小作農率と小  
作地率に、したが  
って地主小作関係  
の展開状況に大き  
く相異なる二地域  
が存在することが

わかる。したがってわれわれは、商品経済の発展程度および地主小作分解の進展程度を二つの基準とし、これにしたがって中部タイの地帯構造を考察するなら、チャオ・プラヤー・デルタに属する九五郡を第一地帯に、デルタ周辺に属する七三郡を第二地帯に区分することができる。第5表は、地帯別に、また自作農・小作農・自小作農という各階層ごとに、農家数と保有地面積を整理したものである。これによれば第一地帯では、全保有地面積八六〇万一〇〇〇ライのうち小作地面積は四二四万五〇〇〇ライであり、小作地率は四九・三四%、第二地帯では、全保有地面積七一八万七〇〇〇

ライのうち小作地面積は一〇一万一〇〇〇ライであり、小作地率は一四・〇五%である。このように、第一地帯では小作地率は五〇%に近く、地主小作関係はきわめて広汎に展開しているが、第二地帯では小作地率は相対的に低く、数の上では自作農が優勢であることが窺われる。また、一九五二年の土地調査によれば、中部タイの一四県のみではあるが、一、〇〇〇ライ以上所有の巨大地主の数は一六二であり、これを地帯別に分けて示すと、第一地帯では一四五、第二地帯で一七であり、巨大地主は小作地率の高い第一地帯に多いことが確認できよう（第6表）。

第5表 地帯別小作地率（1968年）

| 地帯別                       | 自作農     |       |           |       | 小作農    |       |           |       | 自 小 作 農 |       |           |       |           |       |         |       |
|---------------------------|---------|-------|-----------|-------|--------|-------|-----------|-------|---------|-------|-----------|-------|-----------|-------|---------|-------|
|                           | 農家数     |       | 保有地       |       | 農家数    |       | 保有地       |       | 農家数     |       | 保 有       |       | 地         |       |         |       |
|                           | 戸数      | %     | ライ        | %     | 戸数     | %     | ライ        | %     | 戸数      | %     | 自作地       | %     | 小作地       | %     | 計       | %     |
| 第地帯<br>チャオ・プラヤー<br>デルタ55郡 | 110,975 | 43.39 | 3,134,872 | 36.44 | 90,522 | 35.39 | 2,811,388 | 32.68 | 64,139  | 25.08 | 1,379,543 | 16.03 | 1,433,182 | 16.66 | 680,680 | 31.16 |
| 第地帯<br>デルタ周辺<br>73郡       | 233,589 | 80.35 | 5,775,599 | 80.35 | 22,446 | 8.68  | 684,221   | 9.51  | 18,382  | 7.11  | 344,061   | 4.78  | 326,378   | 4.54  | 802,479 | 11.16 |

(注) 上記の百分化の人口は100,000と仮定し、ライは、一町を意味する。戸数は、集落に属する戸数を示す。

（注）上記の百分比の合計は100にならない。したがって農家数・保有地の数字にも誤差が生じている。この誤差は原表に由来する。

（出所）Land Tenure Situation in Twenty-six Changwats of Central Region, 1967-68 より。中部タイ26県の土地所有状況をチャオ・プラヤー・デルタ95郡とその周辺73郡に区けて整理した友杉孝氏の表を利用。友杉訳「1968年中部タイ26県土地経済調査」(アジア経済研究所)13～14頁

以上、われわれはきわめて大まかではあるが、中部タイに

第6表 千ライ以上の巨大地主数

| 地帯別               | 県 名       | 地主数 |
|-------------------|-----------|-----|
| 第一地帯<br>(メナム・デルタ) | ナコンナヨク    | 33  |
|                   | バトムタニー    | 54  |
|                   | チャチュンサオ   | 23  |
|                   | アヌタヤ      | 17  |
|                   | サムットプラカン  | 10  |
|                   | サラブリー     | 6   |
|                   | サムットサコン   | 2   |
| 第二地帯<br>(デルタ周辺)   | ナコンバトム    | 6   |
|                   | サムットソングラム | 2   |
|                   | ベットブリ     | 1   |
|                   | チョンブリ     | 1   |
|                   | ラーブリー     | 2   |
|                   | ナコンサワン    | 4   |
|                   | カンチャナブリー  | 1   |
| 計                 |           | 162 |

(注) 中部14県のみ (1952年調査)

(出所) "Report on Land Development in Thailand". (U.S. Special Technical and Economic Mission to Thailand)

おける土地所有関係Ⅱ階級関係についてみてきた。さて、この土地所有関係をつうじて地主に収奪される小作料はどの程度のものであろうか。

一九五二年の土地調査によれば、中部タイの五県について小作料のだいたいの大きさを知ることができる(第7表)。この五県のうち、ロブブリ、シンブリの二県は第二地帯に、アングトング、サラブリ、ナコンナヨクの三県は第一地帯に属するが、小作料率は、いずれのところでも三分の一割分けから二分の一割分け、すなわちライ当り収穫量の三五%から五〇%である。したがってこ

第7表 中部5県の小作料率 (1952年)

|           | ロブブリ県                       |                          | シンブリ県             |                                 | アングトング県                            |           | サラブリ県 |       | ナコンナヨク県  |      |
|-----------|-----------------------------|--------------------------|-------------------|---------------------------------|------------------------------------|-----------|-------|-------|----------|------|
|           | タノンヤン村                      | ボカトン村                    | トンボフ村             | ムツソフ郡                           | ウイセツ郡                              | タトチヤイチャン郡 | ソタロ郡  | ソツ郡   | ソツ郡      | バンナ郡 |
| 小作地率      | 20%                         | 30%                      | 30%               | 50%                             | 40%                                | —         | —     | —     | —        | —    |
| 小作人率      | —                           | —                        | —                 | —                               | —                                  | —         | —     | —     | —        | —    |
| 1ライ当り収量   | 30〜40タソツ                    | 25〜40タソツ                 | 30〜40タソツ          | 30〜40タソツ                        | 25〜50タソツ                           | 30タソツ     | 30タソツ | 25タソツ | 20〜40タソツ | —    |
| 小作料 (1ライ) | 1/3割分け。<br>10タソツ。<br>現金少ない。 | 1/2割分け。<br>80〜100<br>バーツ | 1/2割分け。<br>100バーツ | 1/3割分け。<br>100〜150バーツ。<br>20タソツ | 1/4割分け。<br>100〜150バーツ。<br>15〜20タソツ | 10タソツ     | 12タソツ | 10タソツ | 10〜12タソツ | —    |

(注) 1ライ=0.16ヘクタール、1タソツ=20リットル

(出所) Report on Land Development in Thailand, 1952, U.S. Special Technical and Economic Mission to Thailand, p. 47, 50

これは、必要労働部分にも食込むほどの全剰余労働を吸収する、地代範疇であること、自明である。中部タイ諸地域の小作料率について窺うことのできる資料が少ないので、ひとまず第7表の小作料率を中部タイの一般的な地代率だとしておきたい。次に、こうした高額小作料が、現物形態であるか貨幣形態であるかを、つまり地代形態別の百分比を求めるために、一九五五年の中部タイ・バンチャン村の調査を利用する。第8表によると、現物地代の小作地数は六九件、貨幣地代のそれは五件であり、地代形態別比率では、前者が八八・五%、後者が六・四%である。したがって地主による小作農の搾取は、主として現物地代にもとづくものであるといえよう。

このようにして、耕作者のギリギリの自給部分を越える全剰余が、現物小作料として地主のもとに徴収されるわけであ

る。そして、モノカルチュア的市場関係にまき込まれている地主は、この市場関係の圧倒的優位性のゆえに、徴収した小作料の大部分を、自家消費するのではなく「地主米」として市場に投入し、地主的商品経済を展開していくのである。さて、それでは市場に投入されるこの「地主米」の販売量はどれくらいの大きさであろうか、そしてそれは、地主米と生産者米からなる市場米総量のうちどれくらいの比重をしめているものだろうか。

地主米と生産者米との市場米総量にしめる比率、すなわち市場米の百分比構成を推定するために、われわれは次のような算出方法をとることにする。

- (1) 産米総量－地主取前＝生産者取前
- (2) 生産者取前－生産者消費量＝生産者余剰米

第8表 中部タイ・バンチャン村の小作料形態 (1955年)

| 小作地数    | 現 物 地 代 |         |         |         |          | 貨 幣 地 代 |       |       | 小作料<br>し |
|---------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|-------|-------|----------|
|         | 6タンゾ/ライ | 7タンゾ/ライ | 8タンゾ/ライ | 9タンゾ/ライ | 10タンゾ/ライ | 40バーツ   | 50バーツ | 70バーツ |          |
| 小作地数    | 5       | 16      | 39      | 3       | 6        | 1       | 3     | 1     | 4        |
| 地代形態別比率 | 88.46%  |         |         |         |          | 6.41%   |       |       | 5.13%    |

(出所) Kamol Odd Janlekha: A Study of the Economy of a Rice Growing Village in Central Thailand, 1955. p. 63 より作成

(3) 地主取前＋生産者余剰米＝市場米総量

すなわち、産米総量は地主取前と生産者取前とに分割されるものであるから、まず地主取前の大きさが推計できれば、生産者取前の大きさは、産米総量から地主取前を差し引いたものに等しい。これによって算出された生産者取前から彼らの自家消費部分を差し引いたものが、生産者の余剰米である。したがって、地主取前と生産者余剰米とがすべて商品化される

ものとするなら、両者の大きさが市場米総量を決定し、両者の比重が市場米構成比率を決定することになる。

そこで、産米の分配高、つまり地主取前と生産者取前との大きさを推定することしよう。まず、中部タイ地域を、西部・南東部・パサック地域・メナム上流域・デルタ地域の五地区に細分し、それぞれの地区の米作面積・収穫量および小作地面積・小作地収量を算出してみる(第9表)。これによる

第9表 中部地域の小作地面積と小作地収量 (1953年)

|           | 各地区の面積<br>(1,000ライ) | 農用地面積(2)<br>(1,000ライ) | 米作地面積(3)<br>(1,000ライ) | 収穫量(4)<br>(トン) | 小作地率(5)        | 小作地面積(6)<br>(1,000ライ) | 小作地収量(7)<br>(トン) |
|-----------|---------------------|-----------------------|-----------------------|----------------|----------------|-----------------------|------------------|
| 中部地域      | 115,073             | 24,711                | 16,746                | 3,631,282      |                | 7,032.7               | 1,524,950.1      |
| 西部地域      | 31,781              | 1,824                 | 1,132                 | 245,474.7      |                | 159.0                 | 34,489.2         |
| 南東部地域     | 10,657              | 1,507                 | 695                   | 150,698.2      |                | 97.6                  | 21,162.8         |
| パサック流域区   | 9,867               | 933                   | 772                   | 167,402.1      | 第二地带<br>14.05% | 108.5                 | 23,527.4         |
| メナム上流地区   | 24,549              | 5,408                 | 2,067                 | 448,100.2      |                | 280.4                 | 62,955.2         |
| メナム・デルタ地区 | 38,219              | 15,037                | 12,925                | 2,802,623.5    | 第一地带<br>49.34% | 6,377.2               | 1,382,815.5      |

(注) 1ライ=0.16ヘクタール

- (1) A Statistical Review of Thai Agriculture, 1954, 123頁
- (2) Thailand Farm Economic Survey, 1953, 第1表の農地数字を集計したもの
- (3) Statistical Year Book, No. 22, 1950年の米作付面積の農地数字を集計したもの
- (4) Current Agricultural Economic Problems in Thailand より  
(各地区の収穫量＝各地区の米作面積の百分比×中部地域全体の収量)
- (5) 第5表より
- (6) (3)×(5)
- (7) (4)×(6)÷(3)

第10表 産米分配高

| 中央部地帯       | 産米の分配高        |       |
|-------------|---------------|-------|
|             | 実 数           | 百分比   |
| 地主米(小作料)(1) | 762,475<br>トン | 21%   |
| 生産者取得米 (2)  | 2,868,807     | 79    |
| 計(産米)       | 3,631,282     | 100.0 |

(注) (1) 第9表(7)より 小作地収量 1,524,950トン  
 第7表より 小作料率 50%  
 小作料 762,475トン  
 (2) 中央部地帯収穫量－小作料

○トンから地主取前  
 約七六万二〇〇〇ト  
 ンを差引いたもの、  
 すなわち約二八六万  
 九〇〇〇トンに等し  
 いことになる。こう  
 して産米の分配高は  
 第10表に表示するこ  
 とができる。

次に、生産者余剰米を算出してみよう。それは生産者取得  
 米二八六万九〇〇〇トンから自家消費量を控除することによ  
 って求められるから、まず農家の自家消費量を推定してみ

と小作地は、メナム・デルタ地域では六三七万七〇〇〇ライ、  
 他地域の合計は六五万六〇〇〇〇ライであり、小作地収量はそ  
 れに比例して前者で約一三八万三〇〇〇トン、後者で一四万  
 二〇〇〇トンとなる。次に、小作料率をさきに表示した第  
 7表にもとづいて五〇%と仮定するならば、小作料は約七六  
 万二〇〇〇トンとなり、これが地主取前の大きさである。し  
 たがって、生産者取前の大きさは産米総量約三六三万一〇〇

第11表 農家消費量（中部地帯）

| 中央部人口(1956年)(1) | 中央部農業人口(2)     | 一人当り消費量(3) | 農民自給用米(4)       |
|-----------------|----------------|------------|-----------------|
| 人<br>9,216,000  | 人<br>7,741,440 | kg<br>180  | トン<br>1,393,459 |

(注) (1) Statistical Year Book of Siam を参考にして算出  
 (2) 同上, No.21, 22 を参考にして推定  
 (3) J. Ingram; "Economic Change in Thailand, 1850-1970" 第7表より  
 (4) (2)×(3)

第12表 中部地域の市場米構成

|       | 産米分配高(1)  | 自家消費量(2)    | 販 売 米(3)  | 市場米構成(4) |
|-------|-----------|-------------|-----------|----------|
| 地 主   | 762,475トン | —           | 762,475トン | 34.1%    |
| 生 産 者 | 2,868,807 | 1,393,459トン | 1,475,348 | 65.9%    |
| 計     | 3,631,282 |             | 2,237,823 | 100.0%   |

(注) (1) 第10表より  
 (2) 第11表より  
 (3) (1)－(2)  
 (4) 販売米全体に占める地主米と生産者米の百分比

る。第11表によれば、中部地域の農業人口は約七七四万人であり、また一人当り消費量は年間約一八〇キログラムと推定できるから、農民の自給用米は約一三九万三〇〇〇トンとなる。したがって、生産者の余剰米は、生産者取得米二八六万九〇〇〇トンから農家自給用米一三九万三〇〇〇トンを差引いたもの、すなわち一四七万五〇〇〇トンになる。この生産者余剰米と地主取得米がすべて商品化されるものとするならば、第12表に表示するように、二二三万七〇〇〇トンが市場米の総量であり、生産者米と地主米との百分比構成は、六五・九%と三四・一%となる。かくして、中部タイ地域に流通している市場米は、およそ二二〇〇二二三〇万トン<sup>(2)</sup>であり、そのうちの約三四%つまり約七六万トンが地主米であると推定できる。

われわれは、これまで、地主的土地所有の状況についてふれ、これが、いわば水を汲み出すポンプの役割を果たして現物小作料を市場に投入することを指摘した。そして、この地主米販売は、市場米総量二二三万トンのうち約三四%の比重を占めていたのである。今度は、この事実が、市場価値形成機構においてどのような役割を果たしているかについて考察して

みなければならない。

まず第一に、市場に供給される地主米と生産者米とは、価値論的にどのように説明されるべきものであろうか。つまり両者はいずれも「商品」として市場に供給されるが、それらは商品の二要因、すなわち使用価値と価値とをともに具えているのであろうか。こうした問題から出発してみよう。

生産者米については、説明するまでもなく、それは本来的な商品として価値規定を受けとるものである。すなわち、生産者米を市場に供給する農民たちは、社会的分業関係の一環に組込まれ、私的な生産者として自分にとっては不必要な、しかし他人にとっては必要な社会的使用価値である粃を生産し交換しているものであり、それゆえ彼らの生理的エネルギーの支出は価値に結晶して私的労働の社会的役割を媒介するものとなる。そうだとするならば、生産者米の価値の大きさはどれくらいであらうか。限界地でのそれを取上げるとは実際上困難なので平均本としての生産者米の価値を推定してみよう。費用価格( $c+v$ )の大きさは、すでに検出したように、

$$0.89 \text{ パーセント}(c) + 11.28 \text{ パーセント}(v)$$

$$= 12.17\text{パーセント} (1\text{タングタリ})$$

であった。問題は、剰余価値の大きさをどうみるかということである。そこで、剰余価値率を小作料率から推定してみよう。小作料率は、第7表に表示したように、場所により、また時期によって多少異なるが、だいたい三五〜五〇%であった。いま、これを五〇%とするなら、小作料率五〇%とは、単位面積当りの収量の五〇%が小作料として地主の手にわたり、他の五〇%が生産者の手元に残るということであり、これは換言するなら、投下総労働時間のうちその半分は剰余労働時間であり、他の半分が必要労働時間であるということである。したがって、剰余価値率は一〇〇%であり、それゆえ剰余価値は  $1 \cdot 28 \text{ パーセント} (\text{労働費} \times \text{剰余価値率})$  となるだろう。かくして生産者米の「個別的価値」は

$$0.89\text{パーセント}(c) + 11.28\text{パーセント}(v) + 11.28\text{パーセント}(m)$$

$$= 23.45\text{パーセント}$$

と推定される。次に、小作料率を三五%とした場合、同様の推定で剰余価値率は五〇%となり、「個別的価値」は、

$$0.89\text{パーセント}(c) + 11.28\text{パーセント}(v) + 5.64\text{パーセント}(m)$$

$$= 17.81\text{パーセント}$$

となる。

これに対して地主米は、使用価値としては生産者米となんらかわらないが、しかし価値論的には事情をまったく異にするものである。地主制のもとでは、―他の一切の副次的諸関係(なかならず商品経済関係)を抽象し純粋に考察するなら、地主対小作人というように「人的従属関係」が、物質的生産の社会的諸関係をも、その上に築かれている生活の諸部面をも特徴づけている。すなわち、地主小作関係は「経済外的強制」によって規制された直接的な社会的関係なのである。それゆえ、そこではまさに人的従属関係＝経済外的強制関係が与えられた社会的基盤をなしているからこそ、また同じことだが、商品生産社会の社会的生産関係―すなわち独立に行なわれていて互いに依存し合っていない私の生産者達の自由な交換関係―が社会的基盤をなしていないからこそ、小作人は、彼の労働生産物を小作料として「無償で、つまり事実上強制的に、……彼の最も重要な労働条件である土地の所有者に引き渡さなければならぬ」<sup>(3)</sup>(傍点引用者)のであって、商品として交換によって媒介されるのではない。すなわち、商品生産とは他人のための使用価値生産のことであるが、しかし小作

人が小作料の穀物を地主という他人のために生産したからといって、それは商品にはならないのである。「商品になるためには、生産物は、それが使用価値として役だつ他人の手に交換によつて移されなければならない」(4)(傍点引用者)。かくして「彼らの労働における人と人との社会関係は、どんな場合にも彼ら自身の人間関係として現われるのであって、物と物との、労働生産物と労働生産物との、社会的関係に変装されてはいないのである」(5)。それゆえ、そこでは労働の具体的な形態が、すなわち商品生産の基礎の上のように労働の一般的な性(抽象的人間労働)がではなくその特殊性(具体的有用労働)が、労働の直接的に社会的形態なのである。このように地主制のもとでは、労働の社会的役割が、米をつくるなどの有用労働であることによつて直接的にはたされるがゆえに、人間の脳髄・神経・筋肉・感官などの生理的エネルギーの支出は、ただ生理学的事実にすぎず、商品生産社会でのように、抽象的人間労働として価値に結晶し、私的諸労働を等しい労働として等置するという社会的役割を演じる必要はまったくないのである。かくして、人的従属関係のもとで貢納物つまり非商品として生産される現物小作料は価値規定を受けとらない

のであり、労働生産物であっても本来的な商品ではないのである。それゆえ、価値規定を受けとらない現物小作料に、たとえ価格が貼り付けられようと、その価格を規制する価値的根拠は何もないのである。ひとまず、価値論的には、以上のようにいうことが許されるであらう。

ところで、これまで副次的な諸関係として商品経済の契機を捨象して立論してきた。しかし、現実には、地主制のもとで商品経済―それは農業資本主義化の第一段階―が一般化しており、このため「資本主義的生産に支配されている社会状態のなかでは、資本家でない生産者も資本家的な観念に支配され」(6)ることになる。すなわち、地主制のもとでも商品経済が一般化し、現物小作料が地主の手によつて恒常的に商品化されているところでは、現物小作料を収取し販売するための費用、すなわち管理費・農舎費・流通費・地租などが「地主的費用」として計上され、いわゆる擬制的な意味での「価値」観念が成立し、これが地主米の販売にとつての「絶対的制限」として現象することになる。したがって、第13表に示す項目で「地主的費用」を算出すれば、一タンブ当り〇・四八バーツとなり、市場価格がこの水準を下回らないかぎり、地主米

第13表 タング当り地主的費用

| 1 ライ当り地租(1) | 1 ライ当り雑費(2) | 1 タング当り<br>貯蔵費 (3) | 1 タング当り<br>労役費 (4) | 1 タング当り総計(5) |
|-------------|-------------|--------------------|--------------------|--------------|
| 1. 49パーツ    | 0. 63パーツ    | 0. 23パーツ           | 0. 17パーツ           | 0. 48パーツ     |

(出所) (1)・(2) 友杉訳『タイ中部平野の農家経済に関する一資料』第16表より

(3)・(4) Uthit Naksawat; "Phawa nisin khong chawna lae kan kha khaw nai Phak klang Prathet Thai. P. S. 2500~2501" (1958年), 297頁より

(5)  $\{(1)+(2) \div 26.7\} + \{(3)+(4)\}$  (なお, 26.7タングは1ライ当り収量)

は販売されることになるであろう。これまで、われわれは生産者米と地主米をそれぞれ価値論的に検討し、同時に両者を平均、本として取上げ、前者の個別的価値の大きさと後者の「地主的費用」の大きさを推計してきた。しかし、生産者と地主が販売する粃商品の「個別的価値」(ただし地主米のそれは擬制的な意味である)の不等にもかかわらず、その商品が市場に供給される時には、同種商品について一個同一の市場価値が成立せざるをえない。そこでわれわれは、より現実的な諸条件、つまり競争の契機を導入して、個別的諸「価値」が一個同一の社会的価値に均等化される機構について検討しなければならぬ。<sup>(8)(9)</sup>

そこで、「需給一致」を前提にして、粃商品の市場価値形成を同一部門内における供給構造との関係でとらえることにしよう。このとき注意すべきことは、市場価値の形成には、総生産量の大量をしめる、特定の販売者の商品の個別的価値だけではなく、市場に供給される同種商品の種々の個別的諸価値が、その商品総量の中に占める比重に応じて共同で参加するということである。<sup>(10)</sup>したがって、市場米総量の六六%をしめる生産者米の個別的価値だけではなく、残りの三四%をしめる地主米の(擬制的)「価値」もともに「市場価値」形成に参加する

第14表 粃(タング当り)の市場価値形成

|     | 販売量     | 個別的「価値」          | 個別的「価値」総計              | 市場価値           | 超過利潤               |
|-----|---------|------------------|------------------------|----------------|--------------------|
|     | タング     | パーツ              | パーツ                    | パーツ            | パーツ                |
| 生産者 | 14,700万 | 23.45<br>(17.81) | 344,715万<br>(261,807万) | 15.6<br>(11.9) | - 7.85<br>(-11.55) |
| 地主  | 7,600万  | 0.48             | 3,648万                 |                | +15.12<br>(+11.42) |
| 計   | 22,300万 |                  | 348,363万<br>(265,455万) |                |                    |

(注) (1) 1トンは、約100タングに相当。したがって市場米223万トンは、22,300万タングに相当

(2) カッコ内は、剰余価値率が、50%の場合

のである。それでは、市場米総量二二三万トンのうち、生産者米六六%、地主米三四%という量的比率Ⅱ「組合せ」のもとで、穀商品の単位当りの市場価値はどのように決まってくるであろうか。この結果を示したものが第14表である。これによると穀商品の一タング当り市場価値は一五・六バーツ（あるいは二・九バーツ）に決まり、この水準で穀が販売されるなら、生産者にとってマイナス七・八五バーツ（あるいはマイナス二一・五五バーツ）の「超過利潤」が、地主にとってはプラス一五・一二バーツ（あるいはプラス二一・四二バーツ）の「超過利潤」がもたらされるであろう。

かくして、市場価格および市場価値の形成に、地主的土地所有を楨杆とした地主米が参加することによって、米価はきわめて低位におし下げられ、生産者はその価値以下で穀を販売することを余儀なくさせられているのである。<sup>(1)</sup>

- (1) ジンメルマンは、中央部における大人一人の年間白米消費量を二一〇グラムと推定している。Zimmerman, *Siam, Rural Economic Survey, 1930-31*

- (2) 長谷川善彦氏は、われわれと異なった方法（穀販売農家数×規模別平均販売量）で中部タイの穀販売量を推計され、二四四万トンという数字をあげている。長谷川『タイの米穀事

タイ地主制下の米価問題（田坂）

情』（アジア経済研究所、一九六二年）、三三三頁。

- (3) マルクス『資本論』第三卷（『マルクス・エンゲルス全集』第二五巻b、大月書店）、一〇二〇頁。

- (4) 『資本論』第一卷（『全集第二三巻a』）、五六頁。

- (5) 『資本論』第一卷（『全集第二三巻a』）、一〇四頁。

- (6) レーニン「いわゆる市場問題について」（『レーニン全集』第一巻、大月書店）九二頁を検討せよ。なお、井上晴丸「日本農業資本主義化の問題」（『井上著作選集』第一巻、雄渾社）をあわせて参照されたい。

- (7) 『資本論』第三卷（『全集第二五巻a』）、四八頁。

- (8) ここで市場価値論を援用しているが、次の点に留意することが必要である。すなわち、市場価値論では、市場に販売するA・B・Cはすべて生産者（資本）であり、市場価値形成をめぐる競争は、生産諸条件の異なる各生産者A・B・Cに不均等な剰余価値量をもたらす。この市場価値形成機構から発生する特別剰余価値をめぐる競争が、各生産者に生産方法、不断の变革を強制し、市場価値そのものをつぎつぎと低下させることになる。ところが、ここで問題としている地主は、穀の販売者であるが決して生産者ではない。したがって、市場価値形成をめぐる地主と生産者の競争は、一方では地主的収奪Ⅱ小作料率の引上げ（封建反動）をうけてより多くの地主米を販売しようとする方向に帰結し、他方ではそれをはねのけて農民的小商品生産（↓ブルジョア的發展）を展開しようとする方向に導く。この二つの道の対立は、とりまなおさず「封建的危機」の激化にはかならない。

(9) ここで限界原理ではなく平均原理にもとづいて検討がくわえられようとしている点に注意しなければならない。すなわち、資本主義のもとで農民の小商品生産が支配的に行われているとした場合、つまり市場のすべてが生産者米によって占められているとした場合、そこでの農産物の市場価値は、農産物の一定の社会的需要を充足するために耕作圏内に引きいれられた耕地のうち、限界地で、標準的資本、技術をもって生産する農民の  $c+v$  を保障する線(限界地での費用価格)できまるといえる(限界原理)。つまり、農産物の市場価値が限界原理によって決まるのは、資本、技術条件一定という条件が前提されているからである。ところが、ここで問題をより複雑にしているのは、地主米の市場参加である。地主米と生産者米との「個別的価値」の相異は、土地条件(豊度・位置)の相異によるものではなく、いわば「資本、技術条件」の相異に擬制されるものである。したがって、資本、技術条件の擬制的差異という前提のもとでは(ただし土地条件は捨象)、農産物であっても他の工業生産物と同様に平均原理が適用されねばならない。

(10) すなわち「支配的大量」説をとらないことを意味する。「支配的大量」説の難点は次の点にある。①上・中・下位の三つのグループのいずれも市場の大半を占めることができない場合、市場価値はどのグループの個別的価値で決まるのか、②この規定では個別的価値の総計と市場価値総額とは一致せず、この差額を労働価値説にもとづいてどう説明するか、③この規定では市場価値の低下と低下した市場価値による市場価格

の規制の必然性は論証しえない。以上の点については、本間要一郎『競争と独占』(新評論一九七四年)七五―八四頁を参照。  
(11) 生産者米の個別的価値の大きさ・地主米の「地主的費用」の大きさ・また両者の市場米構成比率など、一定の資料的根拠にもとづいて推計されたものとはいえ、いくつかの仮定の下に算出された数字であり、それゆえ数値の取り方如何によつては市場価値水準は多少の変動がありえよう。しかし、ここで重要なことは、地主米が市場価値形成に参加することによって米価が押下げられるメカニズムを例示的に論証することにあつたのである。

### 【補註】 農産物価格論の若干の検討

戦前の日本地主制のもとにおいて農産物価格がつねに価値以下であることを封建的土地所有関係に関連させて説明したものに、井上晴丸『農業問題入門』(『井上著作選集』第一巻、雄渾社一九七二年)、花田仁伍『小農経済の理論と展開』(御茶の水書房一九七一年)がある。本稿の第二節は、両氏の農産物価格論に依拠しながら若干の私見をくわえてタイに適用したものである。したがって、両氏の価格論を簡単にでも検討しておくことが適当であると思われる。

井上教授は、小生産者によって営まれる農業生産を、その半自給性に注目されながら、家族を養うための生産(必要生

産物の生産」と他人に売却するための生産（剰余生産物の生産）に大別され、価値論的には、前者は社会的必要労働を形成しない労働、つまり「ただの労働」であり、後者は社会的総労働の一部分を担当する労働、つまり「価値を形成する労働」であると説明される。そして、戦前の日本の場合、剰余生産物部分だけが商品化されるのではなく、必要生産物部分にまで食い込んだ商品化がすすんでおり、この食い込みの背後の力をなしていたのが地主的土地所有であるとされる。つまり、一方では、地主の手によって小生産者の必要生産物部分までが一度小作料として汲み出されてから地主の手を経て市場に投げ込れるとともに、他方では、地主的収奪のもとで農民は自家消費部分まで窮迫販売する。この結果、農産物は剰余労働部分だけが売られるのではなく必要労働部分（ただの労働）部分）までが一緒に売られるため、無償労働が混りこんで価値が価値を実現せず常に格安にされるというのである。

ここで、地主米販売に注目して井上説の問題点を指摘しておこう。地主小作関係は、教授も指摘されているように、社会的分業ではなく「いわば内部関係」（ただし厳密には経済外的関係）である。それゆえ「農民から現物小作料として地主

タイ地主制下の米価問題（田坂）

にとられた分は、剰余労働と必要労働部分の一部とであるが、後者のみならず前者もともに、いまだ『ただの労働』であって、価値形態をとらない」（前掲書二八六頁）。ここまでは賛成である。しかし、「地主の手からにせよ、売り出される部分は、この時はじめて『ただの労働』が価値形態をとる。その場合の全体が、未完成の価値を形成するともいえるし、剰余労働部分のみは完成された価値を形成し、必要労働部分は『ただの労働』のまま混入するとの解釈もできる。」（二八七頁）といわれるとき、大きな疑問を感じざるをえない。すなわち、地主小作関係という「いわば内部関係」では価値を形成しなかった生産物が、たとえ剰余労働部分であれ、地主の手によって販売される段階で突如として「完成された価値を形成」するものであろうか。そもそも論理の出発点におかれた剰余労働Ⅱ「価値形成労働」、必要労働Ⅱ「ただの労働」という把握は正しいものであろうか。また次のような疑問もわいてくる。地主はいうまでもなく生産者ではない。つまり価値の実体をなす労働を投下してはいない。こうした性格をもつ地主が、価値法則の貫徹の媒介主体として立ちあらわれ、販売過程において剰余労働部分についての等価交換を主張しうるであらうか。

花田氏の「商品保護者」論は、明示的ではないが、おそらく井上説のこうした難点に関連して提起されたものと思われる。以下、簡単に紹介してみよう。

価値実現は、物の物理的・化学的運動として展開するのではなく、「交換者」の意志行為に媒介されてのみ実現される。したがって、この交換者の意志行為・実践のあり方によって価値実現も左右される。つまり交換者Ⅱ販売主体の主体的条件が価値実現・価格形成において特殊な役割をもつ。「商品保護者」とは、交換過程における商品の代表者であり、価値実現の担い手であり、価格形成の媒介主体である。したがって、商品保護者の交換過程における役割は、価値規定の実証、つまり価値実現の担い手Ⅱ媒介主体となってその実現を擁護することである。ところで、商品保護者となりうる資格はどのようなものであろうか。「商品本性」Ⅱ価値規定・等価交換法則は、究極のところ等しい労働と等しい労働との交換、あるいは社会的総労働の中での同等平等な構成員という社会的人間の実質を示すものにはかならない。等しい労働と等しい労働との交換は、まさに直接的労働の支出者たる生産者達の社会的行為においてほかにはありえない。すなわち、商品保

護者は商品生産者であるときにのみその役割を果たさうものであり、商品生産者が交換過程における商品保護者であるときにのみ彼の意志を商品にやどし、彼らの自然的本能が商品本性に一致し、その真の代表者となるのである。

花田氏は「商品保護者」の役割と資格をこのように説明し、商品保護者の諸類型―単純商品生産者・分割地農・借地農・地主・資本家―によって価値法則のあり方は異なるといわれる。ここでは当面の課題からして地主の場合を検討しておこう。

地主米商品の商品所有者たる寄生地主は商品生産者ではない。つまり寄生地主の商品所有は、無償で何らの等価を支払うことを要しない貢納関係の上に成立したものである。それゆえ、かかる商品所有者は商品本性（価値規定）実現の媒介主体としての商品保護者たりえない。商品生産の論理たる価値法則の保護者となる契機は貢納関係によって否定されている。かくて、地主米商品は貢納物の商品化であり、その生産物は価値規定を受けとらないばかりか、交換過程においてもその本来的な商品保護者は欠如しており、したがって価値実現の担い手を欠くゆえに価値実現の論理をもたない。以上が花田氏の「商品保護者」論の紹介である。

ここで、花田氏の問題点についてふれておこう。第一に、

「商品保護者」論は先にふれた井上説の難点を克服しているし、また地主米は価値規定を受けとらないという指摘そのものは正しい。しかし、商品経済が一般化しているところでは「資本家でない生産者も資本家的な観念に支配」(マルクス)されるものであり、地主(生産者ではないが)といえども例外ではない。また、地主がおこなう規格選別・包装・運送・保管貯蔵などは、流通過程に延長された生産過程というべきもので、そこでの労働は価値をつくりだす。したがって、本文で示したように、地主米にも擬制的な「価値」が形成されていると考えられる。こういう現実的な立場からみるとき、「商品保護者」論は一定の抽象性をまぬがれないように思われる。第二。花田氏は、「商品保護者」論を理論的基準としながら市場米総量における地主米と生産者米との構成比率の検出に実証的関心を集中し、価値規定と商品保護者が欠如した地主米が市場の大量をしめているところから、「これが、農地改革前の、いわゆる『低米価』の根拠、最も根深い根源的な根拠であった」(前掲書四三三頁)と結論づけられる。しかし、この説明から判明することは、市場価格が生産者米の

タイ地主制下の米価問題(田坂)

価値以下に下がるだろうという漠然とした予想だけで、どの程度下がるのか、また氏が繰返し検証されている  $c + o + v$  水準に米価が形成されるのはなぜか、という必然性については論証されたことにはならない。問題は、地主米と生産者米との一定の構成比Ⅱ「組合せ」のもとで市場価値がどのようにして形成されるかという市場価値論の次元にまで上向することであり、市場価値水準が生産者米の価値以下に決まらざるをえない必然性を説明することである。この意味において花田氏は問題を価値論の次元で放棄しているといわざるをえない。それは、地主米が価値規定と商品保護者を欠如しているという抽象的規定の段階にとどまっていて、地主米の擬制的「価値」を理論構成のなかに組み入れなかったことに根づいている。それゆえ、第三に、現実の米価を説明されるときには、抽象的な「商品保護者」論を放棄して別の論理を導入される。すなわち、「地主的費用」を列挙し、これが地主米の「原価」をなすと把握した上で「一九二二年の価格が、 $○・八〇C(+o+v)$ であるというのは……その中核は、地主的費用であった」(四三六頁)とされる。つまり、市場で大量を占めている地主米の「原価」によって米価が決定されるとい

う、いわゆる「支配的大量」説をとられるかのである。この「支配的大量」説の誤りについては第二節の註（10）をみられたい。第四に、流通過程における前期的資本の役割についての分析がみられない点である。これが、現実の低米価形成についての説明を抽象的で具体性のないものになっている。

### 三 低米価の形成過程（一）

#### ― 前期的資本の役割 ―

これまで、市場価値が地主的土地所有（↓地主米販売）の介在によって常に生産者米の価値を下回る水準で決定されるといふ、地主制のもとでの市場価値形成機構の特殊性について説明してきた。市場価値とは、いうまでもなく需要供給関係の変化によって変動する市場価格の重心をなすものである。したがって、もし自由な交換関係が保障されているのであれば、米の市場価格は前節で一応検出した市場価値水準をめぐってその上下に形成されることになるだろう。しかしながら、この国の前期的資本は、<sup>(1)</sup>一方で買い独占の地位を利用し、他方で高利貸的支配をテコとして、米価をこの水準以下に切り下げようとしている。こうして米価は、そうでなくても低い市場価値水準をさらに下回る地点で決まっているのである。

それゆえ、タイにおける低米価形成の特質を説明するというわれわれの課題からして、この前期的資本の跳梁についての分析が必要である。その分析は、前節の市場価値次元の分析をふまえた価格次元のものである。

まず、この資本による買い独占の様相について説明してみよう。これは何よりもこの国の商品経済の特質から説明される。すなわち、第一に指摘できることは、小農の販売する米量が取引単位としてはきわめて少量であるということである。

第15表 経営面積別平均粗販売量  
(1953年)

| 経営面積別  | 農家当り粗販売量 |
|--------|----------|
| 0～6 ライ | 68.4 タング |
| 6～15   | 100.0    |
| 15～30  | 239.0    |
| 30～60  | 519.0    |
| 60～    | 1,009.0  |

（出所）長谷川『タイの米穀事情』（アジア経済研究所），1962年，333 頁より

中部タイの市場米の総量はおおよそ二二三万トン、容積に換算するなら約二億二三〇〇万タングの大量に達しているが、それに対して、第15表が示すように、経営規模一五～三〇ライの中農の一戸当たり平均販売量はわずかに四〇タングにすぎない。<sup>(2)</sup>ところで、もしこの国に、農工間のつりあいのとれた、いわゆる「局地的市場圏」<sup>(3)</sup>が形成されて

第16表 籾販売の場所別比率

| 経営規模<br>(ライ) | 販売稲量<br>(クイアン) | 田圃で手放す場合 |      | 納屋で手放す場合 |      | 地方市場で手放す場合 |     | バンコクで手放す場合 |   | 精米所で手放す場合 |     | その他の場所手放す場合 |     |
|--------------|----------------|----------|------|----------|------|------------|-----|------------|---|-----------|-----|-------------|-----|
|              |                | 量        | %    | 量        | %    | 量          | %   | 量          | % | 量         | %   | 量           | %   |
| 1~20         | 841            | 295      | 35.1 | 438      | 52.1 | 33         | 3.9 | —          | — | 52        | 6.2 | 23          | 2.7 |
| 21~40        | 3,260          | 955      | 29.3 | 1,898    | 58.2 | 233        | 7.2 | —          | — | 165       | 5.1 | 9           | 0.3 |
| 41~60        | 3,202          | 960      | 30.0 | 1,833    | 57.3 | 167        | 5.2 | —          | — | 210       | 6.6 | 32          | 1.0 |
| 61~80        | 2,223          | 697      | 31.2 | 1,251    | 56.3 | 158        | 7.1 | —          | — | 109       | 4.9 | 8           | 0.4 |
| 81~100       | 1,378          | 267      | 19.4 | 919      | 66.7 | 90         | 6.5 | —          | — | 97        | 7.0 | 5           | 0.4 |
| 100~         | 1,980          | 460      | 23.2 | 1,350    | 68.2 | 21         | 1.1 | —          | — | 145       | 7.3 | 4           | 0.2 |
| 計            | 12,884         | 3,634    | 28.2 | 7,689    | 59.7 | 702        | 5.5 | —          | — | 778       | 6.0 | 81          | 0.6 |

(注) 1クイアン=100タング、1タング=20リットル

(出所) Uthit, 前掲書, 第51表より

タイ地主制下の米価問題 (田坂)

いるのであれば、このような零細な販売量であっても農民自ら市場に出かけて販売し、かつそれは等価交換を可能にするであろう。しかしながら、この国の現実の商品経済は、モノカルチュア的な隔地間分業体制を特徴としている。それゆえ、農民の販売する稲量は、大市場の取引単位からすると半端

物件であり、またその市場が遠隔地であることから彼らを直接取引市場に直結させることを困難にしている。事実、第16表にみられるように、農民はバンコクの中央市場はもとより地方市場とも直結しておらず、多くは納屋で、はなはだしい場合は田圃で籾を手放しているのである。それゆえ、彼らの少量の籾量を取引市場にふさわしい単位数量にまで集中し、生産農民と取引市場とを媒介する組織が必要となってくる。この機能を果たすのが、一つは協同組合であり、もう一つは商人資本だということである。ところで、タイにおける米穀販売協同組合は、一九六六年現在、八八組合で組合員数はわずかに五万三六〇〇人という低い組織率にとどまっている。したがって、販売協同組合への農民の籾売渡し量は、第17表が示すように、全体のわずか一%余りであり、大半は商人資本に売り渡されていること(買、独占に注目しなければならない。このように、農民は籾の販売に際して商人に依存せざるをえないのであり、この結果、籾価は商人のいいなりとなり(第18表、農民の窮迫販売的傾向もくわわって籾価は不当に買叩かれることになる。

ところで、一般に商人は高利貸的性格を付随するのを常と

第17表 粳売渡し先別比率 (中部タイ20県)

(1957年)

| 経営規模   | 粳販売量   | 1    | 2    | 3     | 4     | 5     | 6    | 7    | 8     |
|--------|--------|------|------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| ライ     | クイアン   | %    | %    | %     | %     | %     | %    | %    | %     |
| 1~20   | 841    | 2.99 | 1.85 | 34.71 | 35.36 | 11.37 | 1.97 | 1.27 | 10.48 |
| 21~40  | 3,260  | 3.24 | 1.38 | 40.72 | 34.59 | 9.33  | 1.85 | 0.26 | 8.61  |
| 41~60  | 3,202  | 3.10 | 0.89 | 47.56 | 29.61 | 7.84  | 2.27 | 1.56 | 7.23  |
| 61~80  | 2,223  | 3.39 | 1.95 | 41.35 | 30.80 | 8.42  | 3.00 | 1.00 | 9.49  |
| 81~100 | 1,378  | 0.88 | 3.37 | 42.78 | 23.04 | 14.94 | 0.53 | 0.68 | 13.78 |
| 100~   | 1,980  | 0.73 | 3.58 | 39.86 | 26.54 | 11.46 | 1.50 | 2.08 | 14.25 |
| 計      | 12,884 | 2.40 | 2.07 | 42.48 | 30.14 | 10.50 | 1.94 | 1.07 | 9.40  |

(注) 1. 小売り 2. 仲買業者 3. 地方商人 4. 粳収買業者 5. 地方精米所

6. 地主 7. 協同組合 8. 中央精米所

(出所) Uthit, 前掲書, 第60表より

第18表 農家が粳相場を知る方法

(1958年)

| 経営規模   | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6     | 7    | 8    | 9     | 10    | 11    | 12    | 13   |
|--------|------|------|------|------|------|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|
| ライ     |      |      |      |      |      |       |      |      |       |       |       |       |      |
| 1~20   | 0.40 | 0.40 | —    | 0.40 | 0.40 | 83.50 | 1.34 | 0.40 | 8.75  | 46.12 | 4.71  | 23.90 | 2.36 |
| 21~40  | 0.91 | 0.30 | 0.75 | —    | 0.60 | 75.56 | 0.45 | 0.30 | 12.59 | 36.57 | 5.76  | 19.11 | 2.57 |
| 41~60  | 0.48 | 0.24 | 1.21 | 0.24 | —    | 71.77 | —    | 0.72 | 17.03 | 30.17 | 8.27  | 18.97 | 1.21 |
| 61~80  | 1.47 | 0.49 | 1.47 | —    | —    | 76.47 | —    | —    | 11.27 | 72.35 | 8.82  | 21.56 | 1.96 |
| 81~100 | 3.96 | 1.98 | 1.98 | —    | —    | 77.22 | —    | —    | 17.82 | 35.64 | 8.91  | 13.86 | 0.99 |
| 101~   | 8.49 | 2.83 | 2.83 | —    | 2.83 | 74.53 | —    | —    | 12.26 | 33.01 | 10.38 | 25.47 | 3.77 |
| 計      | 1.29 | 0.56 | 1.01 | 0.11 | 0.44 | 76.15 | 0.39 | 0.34 | 13.10 | 35.82 | 6.97  | 20.24 | 2.31 |

(注) 1. ラジオから 2. 新聞から 3. 粳販売協同組合から 4. その他協同組合から  
 5. 農林ニュースから 6. 粳仲買人から 7. 農務官から 8. その他役人から  
 9. 地主から 10. 親戚・友人から 11. 商人が契約にしたがって粳価を決定  
 12. あちこちで聞く 13. その他

(出所) Uthit, 前掲書, 第50表より

しているが、とくにタイにおいては、粳仲買人の主要な経済的機能となっている。つまり、商人は生産農民に彼らが必要とする生産資材や日用品を前貸しし、粳取得の条件を確保しながらこの前貸し分に高利をつけ、のちに述べる「トック・カウ」<sup>(5)</sup>形態で代金を徴収するのである。そして商人のこの高利貸的機能をテコとした粳買付けが、タイにおける低米価の形成に大きな役割を果しているのである。そこで、前期的資本の高利貸的支配の問題を次に検討することにしてしよう。

まず、中部タイの負債農家の状況を、一九五七年の調査を利用して地帯別に表示してみれば、第19表のとおりである。これによれば、調査農家中の八七%が負債農家であるブナ

第19表 中部タイの負債農家数と負債額

(1957年)

| 地帯別  | 県別       | 調査農家数<br>総 | 負債農家数     |         |             |        |         | 負債金額<br>合計<br>(バーツ) |
|------|----------|------------|-----------|---------|-------------|--------|---------|---------------------|
|      |          |            | 協同組合からの負債 | 個人からの負債 | 合計<br>負債農家数 | 県別 (%) | 地帯別 (%) |                     |
| 第一地帯 | プラナコン    | 141        | 7         | 115     | 122         | 87     | 56.7    | 340,770             |
|      | バトムタニ    | 133        | 11        | 60      | 71          | 53     |         | 230,550             |
|      | ノンブリ     | 60         | 3         | 26      | 29          | 48     |         | 96,800              |
|      | サムットプラカン | 124        | 4         | 102     | 106         | 85     |         | 587,650             |
|      | サムットサコン  | 60         | 1         | 30      | 31          | 52     |         | 133,900             |
|      | チャチュンサオ  | 198        | 5         | 157     | 162         | 82     |         | 709,900             |
|      | スパンブリ    | 388        | 19        | 165     | 184         | 47     |         | 622,550             |
|      | チョンブリ    | 92         | —         | 37      | 37          | 40     |         | 136,300             |
|      | アングトング   | 107        | —         | 40      | 40          | 37     |         | 130,450             |
|      | サラップリ    | 116        | 16        | 50      | 66          | 57     |         | 212,990             |
|      | チャイナート   | 164        | 4         | 61      | 65          | 40     |         | 227,541             |
|      | アユタヤ     | 280        | 17        | 128     | 145         | 52     |         | 320,420             |
| 第二地帯 | ラーブリ     | 107        | —         | 32      | 32          | 30     | 35.5    | 47,900              |
|      | カンチャナブリ  | 30         | —         | 11      | 11          | 37     |         | 21,300              |
|      | ロップブリ    | 149        | 20        | 56      | 76          | 51     |         | 185,519             |
|      | ブラチンブリ   | 115        | 18        | 48      | 66          | 57     |         | 96,900              |
|      | ナコンサワン   | 197        | 9         | 73      | 82          | 42     |         | 123,050             |
|      | チャンタブリ   | 30         | 4         | 4       | 8           | 27     |         | 29,080              |
|      | ピチット     | 225        | —         | 82      | 82          | 3      |         | 236,900             |
|      | ベッチャブン   | 107        | 1         | 3       | 4           | 4      |         | 1,500               |
| 計    |          | 2,823      | 139       | 1,280   | 1,419       | 50     |         | 4,495,970           |
| 百分比  |          |            | 9.8%      | 90.2%   | 100%        |        |         |                     |

(出所) Uthit, 前掲書, 第16, 17表より作成

コン県を筆頭に、小作地率の高い第一地帯では負債農家比率も高く、平均五六・七％であり、これに比べて小作地率の低い第二地帯では負債農家比率も相対的に低く、平均三五・五％である。このように、地帯別に負債農家比率は異なるが、ともかく中部タイ全域にわたってきわめて多くの農家が高利貸的収奪にさらされていることが確認できよう。なお、負債農家のうち信用協同組合から借受けているものは全体のわずか九・八％であり、これに対して私的諸個人(地主・米穀商人・親戚など)から借受けているものは九〇・二％で、個人からの借受けが圧倒的に多いことが注目される。ついで、この個人貸付の貸借契約の内容について立入

第20表 負債条件別農家数と比率

(1957年)

| 経営規模<br>(ライ) | 1   |      | 2   |      | 3   |      | 4   |      | 5  |     | 6  |     | 7   |      | 8   |      | 9   |      |
|--------------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|----|-----|----|-----|-----|------|-----|------|-----|------|
|              | 戸数  | %    | 戸数  | %    | 戸数  | %    | 戸数  | %    | 戸数 | %   | 戸数 | %   | 戸数  | %    | 戸数  | %    | 戸数  | %    |
| 1~20         | 105 | 43.6 | 47  | 19.5 | 38  | 15.8 | 34  | 14.1 | 7  | 2.9 | 11 | 4.6 | 69  | 28.6 | 156 | 64.7 | 67  | 27.8 |
| 21~40        | 257 | 51.2 | 109 | 21.7 | 74  | 14.7 | 66  | 13.2 | 35 | 7.0 | 40 | 8.0 | 130 | 25.9 | 307 | 61.2 | 88  | 17.5 |
| 41~60        | 169 | 52.8 | 89  | 27.8 | 51  | 15.9 | 52  | 16.3 | 11 | 3.4 | 10 | 3.1 | 95  | 29.7 | 196 | 61.3 | 41  | 12.8 |
| 61~80        | 90  | 63.4 | 38  | 26.8 | 23  | 16.2 | 25  | 17.6 | 6  | 4.2 | 13 | 9.2 | 36  | 25.4 | 78  | 54.9 | 23  | 16.2 |
| 81~100       | 52  | 62.7 | 22  | 26.5 | 14  | 16.9 | 13  | 15.7 | 2  | 2.4 | 6  | 7.2 | 31  | 37.4 | 44  | 53.0 | 13  | 15.7 |
| 101~         | 37  | 54.4 | 15  | 22.1 | 6   | 8.8  | 10  | 14.7 | 3  | 4.4 | 6  | 8.8 | 19  | 27.9 | 49  | 72.1 | 1   | 1.5  |
| 計            | 710 | 52.4 | 320 | 23.6 | 206 | 15.2 | 200 | 14.8 | 64 | 4.7 | 86 | 6.3 | 380 | 28.0 | 830 | 61.2 | 233 | 17.2 |

- (注) 1. 期限内支払 2. 利子を粳で精算 3. 元本・利子とも粳で精算  
 4. 債権者に収穫粳の一部販売 5. 債権者に収穫粳の全部販売 6. 質物を入れる  
 7. 抵当物件を入れる 8. 利子を現金で精算 9. その他

(出所) Uthit, 前掲書, 第31表より

つてみると、第20表に表示できる。負債条件の項目のうち、(1)(2)(3)および(8)は元本・利子の支払い形態について取極めたものであり、(4)(5)(6)(7)は担保の形態について規定したものである。ここでわれわれは(2)(3)および(4)(5)の負債条件について刮目してみたい。というのは、(2)(3)は元本ないし利子を粳で清算することを契約したものであり、後者の(4)(5)は立毛担保、つまりいわゆる「青田売り」を強制したものにほかならないからである。とくに前者は「トック・カウ」とよばれ、タイにおいては特徴的な高利貸的収奪の形態である。すなわち「トック・カウ」とは元本・利子を現物形態(粳)で回収する仕方であり、その原意「粳を釣る」からも明らかのように、高利貸資本がなによりも農民からの粳収奪をねらって貸付けたものである。しかも重大なことは、この「トック・カウ」形態で借りている農家が、調査負債農家のうち約四一・一%にもおよんでいることである(第21表)。このように、商人にとって農民を高利貸的に支配することは、彼らの幅広い粳収買活動を保証するものであり、同時に安い庭先価格を可能にするものでもある。

ついで高利貸的収奪の大きさ(これは利子率において示される)

第21表 返済形態別百分比

| 経営規模<br>(ライ)   | 個人より借り受けている農家 |                 |                         |                      |                    |
|----------------|---------------|-----------------|-------------------------|----------------------|--------------------|
|                | 負債農家数         | 無利息で借り<br>ている農家 | 現金で支払う<br>形で借りてい<br>る農家 | トック・カウ形態<br>で借りている農家 |                    |
|                |               |                 |                         | 利息だけ稲で<br>支払う農家      | 元本・利息とも<br>稲で支払う農家 |
| 1~20           | 218           | 16              | 117                     | 47                   | 38                 |
| 21~40          | 479           | 32              | 264                     | 109                  | 74                 |
| 41~60          | 308           | 15              | 153                     | 89                   | 51                 |
| 61~80          | 137           | 9               | 67                      | 38                   | 23                 |
| 81~100         | 74            | 2               | 36                      | 22                   | 14                 |
| 101~           | 64            | 5               | 38                      | 15                   | 6                  |
| 計              | 1,280         | 79              | 675                     | 320                  | 206                |
| 借り受けの<br>形態別比率 | 100%          | 6.17%           | 52.73%                  | 25.00%               | 16.09%             |

(出所) Phawa nisin khong chawna lae kan kha khaw nai Phak klang Prathet Thai, P.S.2500-01; 第24, 27表より。ただし、田中忠治「タイの農家負債問題」(『アジア経済』第4巻第6号1965年, 所収)第6表を利用

第22表 トック・カウ第Ⅰ形態の利子率 (1957年)

| 経営規模<br>(ライ) | 利子のみ<br>稲で清算<br>する農家 |      | (100パーツにつき) 年間利子としての稲量 |      |             |      |              |     |              |     |              |     |              |     |
|--------------|----------------------|------|------------------------|------|-------------|------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|
|              |                      |      | 1~5<br>タング             |      | 6~10<br>タング |      | 11~15<br>タング |     | 16~20<br>タング |     | 21~25<br>タング |     | 26~30<br>タング |     |
|              | 戸数                   | %    | 戸数                     | %    | 戸数          | %    | 戸数           | %   | 戸数           | %   | 戸数           | %   | 戸数           | %   |
| 1~20         | 47                   | 21.6 | 31                     | 65.9 | 14          | 29.8 | 1            | 2.1 | 1            | 2.1 | —            | —   | —            | —   |
| 21~40        | 109                  | 22.8 | 71                     | 65.1 | 26          | 23.9 | 8            | 7.3 | —            | —   | 3            | 2.8 | 1            | 0.9 |
| 41~60        | 89                   | 28.9 | 61                     | 68.5 | 23          | 25.8 | 2            | 2.2 | 1            | 1.1 | 1            | 1.1 | 1            | 1.1 |
| 61~80        | 38                   | 27.7 | 28                     | 73.7 | 9           | 23.7 | —            | —   | 1            | 2.6 | —            | —   | —            | —   |
| 81~100       | 22                   | 29.7 | 16                     | 72.7 | 6           | 27.3 | —            | —   | —            | —   | —            | —   | —            | —   |
| 100~         | 15                   | 23.4 | 12                     | 80.0 | 3           | 20.0 | —            | —   | —            | —   | —            | —   | —            | —   |
| 計            | 320                  | 25.0 | 219                    | 68.4 | 81          | 25.3 | 11           | 3.4 | 3            | 0.9 | 4            | 1.3 | 2            | 0.6 |

を「トック・カウ」  
形態に限定して検  
討しておこう。第  
22表によれば「ト  
ック・カウ」第Ⅰ  
形態、すなわち利  
子のみを稲で支払  
う場合、借入れ一  
〇〇パーツにつき  
一〜五タングの利  
子を支払うものが、  
六八・四%と最も  
多く、平均して借  
入れ一〇〇パーツ  
当り五・二タング  
(約四三・三パーツ  
に相当)の利子を  
支払っており、年  
利率四三・三%と

第23表 トック・カウ第Ⅱ形態の利子率

(1957年)

| 経営規模<br>(ライ) | 元本・利子<br>とも収で清算<br>する農家 |      | (100パーツにつき) 年間利子・元本としての収量 |      |              |      |              |      |              |     |              |     |              |     |
|--------------|-------------------------|------|---------------------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|
|              |                         |      | 10～15<br>タング              |      | 16～20<br>タング |      | 21～25<br>タング |      | 26～30<br>タング |     | 31～35<br>タング |     | 36～40<br>タング |     |
|              |                         |      | 戸数                        | %    | 戸数           | %    | 戸数           | %    | 戸数           | %   | 戸数           | %   | 戸数           | %   |
| 1～20         | 38                      | 17.4 | 13                        | 34.2 | 27           | 71.1 | 2            | 5.3  | —            | —   | —            | —   | 1            | 2.6 |
| 21～40        | 74                      | 15.5 | 26                        | 35.1 | 34           | 45.9 | 9            | 12.2 | —            | —   | 2            | 2.7 | —            | —   |
| 41～60        | 51                      | 16.6 | 13                        | 25.5 | 30           | 58.8 | 4            | 7.8  | 1            | 1.9 | 1            | 2.0 | —            | —   |
| 61～80        | 23                      | 16.8 | 9                         | 39.1 | 11           | 47.8 | 3            | 13.0 | —            | —   | —            | —   | —            | —   |
| 81～100       | 14                      | 18.9 | 3                         | 21.4 | 6            | 42.9 | 5            | 35.7 | —            | —   | —            | —   | —            | —   |
| 100～         | 6                       | 9.4  | 1                         | 16.7 | 4            | 66.7 | 1            | 16.7 | —            | —   | —            | —   | —            | —   |
| 計            | 206                     | 16.1 | 65                        | 31.6 | 112          | 54.4 | 24           | 11.7 | 1            | 1   | 3            | 1.5 | 1            | 0.5 |

(注) 1タング=20リットル

(出所) Phawa nisin khong Chawna lae kan kha khaw nai Phak klang Prathet Thai, P.S.2500-01, Tarang 24, 27より作成

いう高率である。次に、第23表によれば「トック・カウ」第Ⅱ形態、すなわち利子・元本ともに収で支払う場合、借入れ一〇〇パーツにつき一六〇二〇タングの元本・利子を支払うものが、五四・四%と最も多く平均して借入れ一〇〇パーツ当り一七・二タング (約一四二・八パーツに相当) の元本・利子を支払っており、年利率四二・八%という高率である。このように「トック・カウ」のいずれの形態にあって年利率四三%内外という驚くべき高率であることが確認できるだろう。

最後に、この「トック・カウ」形態によって農民に貸付けをおこなう債権者の内訳を検出してみよう。第24表が示すように、まず貸与者別比率では、「トック・カウ」による負債を有する農家のうち二〇・九%が地主から、また三六・五%が米穀商人および一般商人から借受けている。次に、貸与者別利用度では、地主の九一・七%が、ついで米穀商人の八〇・四%が、また一般商人の六五・九%が、この「トック・カウ」形態で貸付けをおこなっているのである。このように、地主・商人の六六〇九〇%が主としてこの「トック・カウ」形態で窮乏農民に退職貨幣 (しばしば日用品・農用資材という形で) を貸付け、前貸支配をつうじて農産物を買叩くことによ

第24表 トック・カウで貸付ける債権者の内訳

|       | 協同組合以外より借りて<br>いる農家数<br>(1) | トック・カウによる負債を有する農家   |                             |                                 |                   |                |
|-------|-----------------------------|---------------------|-----------------------------|---------------------------------|-------------------|----------------|
|       |                             | 利息を<br>支払う農家<br>(2) | 元本・利<br>子とも<br>支払う農家<br>(3) | トック・カウ<br>により借りて<br>いる農家<br>(4) | (4)の貸与者<br>別比率(5) | 貸与者別利<br>用度(6) |
| 地元有力者 | 305                         | 60                  | 23                          | 83                              | 15.8%             | 27.2%          |
| 地主    | 120                         | 41                  | 69                          | 110                             | 20.9              | 91.7           |
| 米穀商人  | 128                         | 53                  | 50                          | 103                             | 19.6              | 80.4           |
| 一般商人  | 135                         | 57                  | 32                          | 89                              | 16.9              | 65.9           |
| 親戚    | 369                         | 49                  | 16                          | 65                              | 12.4              | 17.6           |
| 友人    | 157                         | 44                  | 12                          | 56                              | 10.6              | 35.7           |
| その他個人 | 40                          | 5                   | 1                           | 6                               | 1.1               | 15.0           |
| 精米所   | 25                          | 11                  | 1                           | 12                              | 2.3               | 48.0           |
| 商業銀行  | 1                           | 0                   | 0                           | 0                               | —                 | —              |
| 計     | 1,280                       | 320                 | 206                         | 526                             | 100%              | 41%            |

(注) (6)=(4)/(1)

(出所) Uthit, 前掲書, 第26表より作成

第25表 籾等級別(A・B・C)の卸価格指数

| 等級 | 1月   | 2月   | 3月   | 4月   | 5月   | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   |
|----|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| A  | 91.1 | 92.4 | 93.9 | 95.9 | 98.4 | 100.3 | 102.7 | 103.9 | 106.0 | 105.6 | 105.6 | 104.3 |
| B  | 92.9 | 93.5 | 94.5 | 96.1 | 98.5 | 100.8 | 103.0 | 103.9 | 105.3 | 104.4 | 103.9 | 103.0 |
| C  | 93.6 | 93.5 | 94.7 | 96.2 | 98.5 | 100.6 | 103.0 | 104.1 | 105.4 | 104.3 | 103.7 | 102.5 |

(出所) Phairach krisamis, "Paddy price movements and their effect on the economic situation of farmers in the central plain of Thailand" 1967, Bangkok 第30表より

って、また同時に年利率四三%内外という高率で利子あるいは元本を現物形態で収奪することによって、多くの超過利潤をえているのである。

これまで、高利貸的収奪が中部タイの全域にわたっていること、しかもきわめて過酷であることについて指摘してきたが、かかる高利貸的収奪が、地主的収奪のうえに「接ぎ木」されることによって、窮乏した農民は「窮迫販売」を余儀なくさせられる。すなわち、商品経済にまぎ込れた半自給的な小農民は、経済的困窮によって、また高利貸への返済に迫られて、収獲するやいなや籾を売り急がなければならぬのである。たとえば、第25表のように、籾価は収獲期(タイの場合二月中旬から二月中旬まで)に値下りを示すが、経営規模四〇ライ以下の中下層農の多くは端境期の値上りまで待つことができず、籾価の下る収獲期にやむをえず一度に窮迫販売してしまう

のである（第26表）。これによって供給が需要を上回り、米価が市場価値水準以下に下がることは想像にかたくないであろう。

第26表 値上り待ち農家の  
経営規模別比率（1957年）

| 経営規模<br>(ライ) | 粗 保 有<br>農 家 数 | 値上り待ち |       |
|--------------|----------------|-------|-------|
|              |                | 数     | %     |
| 1～20         | 567            | 107   | 18.87 |
| 21～40        | 1,016          | 268   | 26.38 |
| 41～60        | 583            | 210   | 36.02 |
| 61～80        | 254            | 81    | 31.89 |
| 81～100       | 136            | 62    | 45.59 |
| 100～         | 129            | 73    | 56.59 |
| 計            | 2,685          | 801   | 29.83 |

（出所） Phawa nisin khong Chawna laekan  
kha khaw nai Phak klang Prathet  
Thai, P.S. 2500-01. Tarang 49 より  
作成

以上、われわれは、米価がどのような水準にあり、そしてそれはどのようなメカニズムをつうじて形成されているかを三節にわたって分析してきた。これまでの分析の結論はつぎのとおりである。

(1) タイにおいて米価は  $c + 0.65v$  の水準にあり、それは農民が本来、「自分自身に支払う労賃」を三五%も切り下げねば成立しえない低米価であること。

(2) こうした低米価が形成される秘密は、まず地主制のもとの市場価値形成機構の特殊性にあること、つまり地主的土地所有がいわば水を汲みだすポンプの役割を果し、市場米総量（二三万トン）の三四%にあたる地主米（七六万トン）を市場に投入していること、その結果、生産者米六六%、地主米三四%という量的比率＝「組合せ」のもとで、市場価値は、きわめて低い（擬制的）「価値」しかもたない地主米に牽制されて生産者米の価値以下の水準（二・九～一五・六バーツ）に決まらざるをえないこと。

(3) さらに、前期的資本が買い独占と高利貸的支配をテコとして、そうでなくても低いこの市場価値水準をさらに下回るところに米価を切り下げていること、以上である。

かくして、この低米価と封建地代との共存が、土地所有の利得を経営収益よりもはるかに優位にすることになる。これによって、家族労働力の充用範囲を超える経営、つまり賃労働力に依拠した富農経営の形成（農業のブルジョアの発展）を困難にし、逆に地主小作関係を展開することになるわけである。低米価と高額地代との相互规定的悪循環にもとづく資本蓄積の未形成——これがこの国の「低開発性」の最大の要因なので

ある。<sup>(6)</sup>

(1) 近代的資本との対比において前期的資本の特有な歴史的性質について指摘しておくならば、前期的資本は、近代的なそれと異なつて、資本の生産過程をもたないということである。つまり、近代以前の生産様式の上に寄生し、流通過程から不等価交換をつうじて詐欺的に利潤を抽出するものである。したがって、前期的資本の代表的形態は商人資本および高利貸資本であり、それは近代的資本の基礎形態である産業資本とは対比される。以上、『資本論』第三卷、『全集』第二五卷a) 第三六章「資本主義以前」を参照。

(2) なお、六〇ライ以上の地主的農民の平均販売量は中農の四倍強の大量に及んでおり、これは、小作料の商品化としての地主米販売がそのうちにふくまれていると思われる。

(3) 大塚久雄「近代化の歴史的起点」『大塚著作集』第五卷、岩波書店) など参照。

(4) タイにおいて商人資本の代表的形態は、粃仲買人(米穀商人)である。彼らは家族とともにカーゴ・ボートのなかに居住し、水上生活をしながら、メナム河の本支流の上流地域から粃を収買してきて、それをバンコクの「精米所」に売払い、その帰りに雑貨・日用品を仕込み、奥地の雑貨商に持ち帰るのである。粃仲買人の多くは粃の収買に際して必要とする多額の資金を特定の「精米所」から前借りしており、このため収買粃を金融的に従属している特定の「精米所」に売却しなければならず、その売却価格は当然低価格をまぬがれない。

タイ地主制下の米価問題(田坂)

い。粃仲買人は「この資金調達のためには、そうとうの高利を払っており、一年一五%以下の利率は、タイにおいては絶対に存在しないとさえいわれている」(長谷川、前掲書、二九三頁)。

(5) 「トック・カウ」をはじめ農家負債については、Phanung nisin khong chauna lae kun kha khaw nai phak khang Phat Thai: P.52500-01 を参照。また、このウティト氏の資料を利用した邦語文献としては、田中忠治「タイの農家負債問題」(『アジア経済』第四卷第六号) などがある。

(6) マルクスは、植民地農業が資本主義的世界市場にまぎ込まれた場合、「野蛮な残虐」の上に「文明化された残虐」が「接ぎ木」されると指摘し、植民地農業を分析する上での興味深い方法を提示している。『資本論』第一卷、『全集』第二二卷a) 三〇六頁を検討せよ。われわれは、この二つの「残虐」を封建地代と低米価として、把えている。